**「青少年の健全な育成に関する条例一部改正」の骨子（案）について**

**１　趣　　旨**

青少年が自分の裸体等をスマートフォン等で撮影し、画像をメール等で送付させられる、いわゆる「児童ポルノ自画撮り被害」が、全国的に多発し、京都府においても発生しています。

青少年に自画撮りした画像の提供を求める行為は、青少年の判断能力の未熟さにつけこんだ卑劣な行為であり、画像を送付した青少年は、不登校や将来の夢を諦めざるを得ない状況に追い込まれたり、その画像がインターネット上に流出すれば回収がほぼ不可能で、将来に渡り青少年を苦しめる要因となる危険性があることから、被害の未然防止が不可欠です。

現行法では自画撮りした画像の提供を求める行為は直接規制されていないことから、この行為そのものを規制するため、条例を改正するものです。

＜児童ポルノの自画撮り被害児童数の推移＞

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 |
| 全　国 | 207 | 270 | 289 | 376 | 480 |
| 京都府 |  |  |  | 4 | 16 |

※京都府の被害児童数は、京都府警が検挙した事件の被害児童数を示す。

**２　主な改正内容**

（１）何人も青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等※を提供するよう求めてはならない。

（２）次の状況・方法により、児童ポルノ等を提供するよう求めた者に対し罰則を課す。

　　　①青少年に拒まれたにもかかわらず提供を求めた場合

 ②青少年を欺き、威迫し又は困惑させる方法

　　 ③青少年に対し、財産上の利益を供与し、又はその供与の申込み若しくは約束をする方法

※　児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号）第２条第３項に規定する児童ポルノ及びこれに該当する児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録をいう。

**３　改正時期**

平成30年６月府議会定例会　改正案提出（予定）

**４　施行時期**

改正条例の公布日（ただし、罰則規定は改正条例の公布の日から30日を経過する日）（予定）